

## 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則

### はじめに

我が国の全土に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下「新型コロナウイルス感染症」という。）による、失業や収入・売上げの大きな減少によって、住宅ローンや事業性ローン等を借りている個人や個人事業主がこれらの債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への支援は、新型コロナウイルス感染症の影響からの着実な立て直しのために極めて重要な課題であり、自然災害の被災者支援に関して策定された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」において、金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、本特則を策定・公表するものである。

### 1. 目的

本特則は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）を補完するものとして、自然災害ガイド

2020年10月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

出典：自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究所

『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』（2020年10月）

令和3年2月16日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

ラインを新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の本特則における対象債務を弁済できなくなった個人の債務者（個人事業主を含む。以下同様とする。）であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者に適用する場合の特則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援することを目的とするものである。

## 2. 本特則の適用日

本特則の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務者への適用は、2020年12月1日から開始する。

## 3. 新型コロナウイルス感染症の影響に係る基準日

本特則における新型コロナウイルス感染症の影響に係る基準日（以下「基準日」という。）を、2020年2月1日※とする。

※ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）が施行された日

## 4. 対象債務

本特則における対象債務は、対象債権者に対する債務のうち、以下に掲げる債務を対象とする。

- (1) 2020年2月1日以前に負担していた既往債務
- (2) 2020年2月2日以降、本特則制定日（2020年10月30日）までに新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上げ等の減少に対応することを主な目的として以下のような貸付け等を受けたことに起因する債務
  - ① 政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症特別貸付
  - ② 民間金融機関における実質無利子・無担保融資
  - ③ 民間金融機関における個人向け貸付け

## 5. 対象となり得る債務者及び債権者

(1) 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本特則に基づく債務整

理を申し出ることができる。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上げ等が減少したこと（具体的には、基準日以前の収入や売上等に比して自然災害ガイドライン第6項(1)の債務整理開始申出日時点における収入や売上等が減少していること）によって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の本特則における対象債務を弁済することができない又は近い将来において本特則における対象債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
  - ② 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。
  - ③ 基準日以前に、対象債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
  - ④ 本特則に基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
  - ⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
  - ⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
  - ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）第252条第1項（第10号を除く。）に規定する免責不許可事由がないこと。
- (2) 対象債権者の範囲は、金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社（以下「保証会社等」という。）とする。ただし、本特則に基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。
- (3) 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本特則に基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

いことが確定したときは、対象債務者は、速やかに、住宅資金貸付債権の弁済を一時停止し、全ての対象債権者にその旨を通知する。

## 6. 調停条項案の類型の追加

### (1) 住宅資金特別条項を含む調停条項案

債務者が住宅を手放すことなく生活や事業の再建を希望する場合、自然災害ガイドライン第8項(2)①又は②に定める調停条項案を作成する方法のほか、住宅資金貸付債権（民事再生法第196条第3号）について住宅資金特別条項（民事再生法第196条第4号）と同様の内容の条項を定める調停条項案を作成する方法によることができる。この場合において調停条項案は民事再生法第198条および第199条を以下のとおり読み替えた上で満たす内容のものとする。

なお、住宅資金貸付債権以外の債権の弁済期間は原則5年以内とする。

民事再生法	自然災害ガイドライン
再生債務者	対象債務者
再生債権者	対象債権者
再生計画	調停条項案
再生手続開始の申立	債務整理開始の申出
再生計画の認可	特定調停の成立※
再生計画の認可の決定の確定	特定調停の成立※

※特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第22条により適用される民事調停法第17条の決定が確定したときは、その確定。

### (2) 一時停止の例外

対象債務者は、本項(1)の調停条項案（住宅資金特別条項を含む調停条項案）の作成を検討する場合には、自然災害ガイドライン第7項にかかわらず、対象債務者の選択により、住宅資金貸付債権について約定返済を継続することができる。この場合、対象債務者は、全ての対象債権者に対し、当該約定返済の継続について通知する。通知を受けた対象債権者は、通知を受けた後10営業日以内に、当該約定返済の継続に異議を述べることが出来る。但し、対象債権者は、合理的な理由なく異議を述べることができない。

上記の場合において、対象債権者から異議が述べられた場合又は本項(1)の調停条項案（住宅資金特別条項を含む調停条項案）を作成しな

## 7. その他

本特則に定めのない事項については、自然災害ガイドライン、同Q&A、その他自然災害ガイドラインの運用による。

以上

## 災害援護資金の償還の免除、債権の放棄

## ○ 災害弔慰金法

- ・ 災害弔慰金法第 10 条に基づき、災害援護資金の貸付は、条例に基づき市町村が実施。

- ・ 借受人が、(7)死亡、(イ)重度障害、(ロ)破産手続開始の決定、又は(エ)再生手続開始の決定に該当する場合には、市町村は未償還額の全部又は一部を免除することができる。(災害弔慰金法第 14 条)

- ・ 市町村が災害弔慰金法第 14 条に基づき免除した場合、県は市町村が免除した償還額を免除し、国は県が免除した償還額を免除する。(災害弔慰金法第 14 条)

## ○ 地方自治法による債権放棄

- ・ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決により、権利を放棄することができる。(地方自治法第 96 条)

- ・ 地方公共団体は、地方自治法第 14 条において、法令に反しない限りにおいて条例を定めることができるとされており、債権放棄ができる旨を条例で規定することにより、債権放棄することができる。

- ・ 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには、履行延期の特約を結ぶことができる。(地方自治法施行令第 171 条の 6)

履行延期の特約を締結し、履行期限から 10 年経過後に、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには、市町村の借受人に対する債権を免除することができる。(地方自治法施行令第 171 条の 7)

## ○ 債権管理法による免除

- ・ 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには、履行延期の特約を結ぶことができる。(債権管理法第 24 条)

履行延期の特約を締結し、履行期限から 10 年経過後に、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには、国の県に対する債権を免除することができる。(債権管理法第 32 条)

出典：内閣府 政策統括官（防災担当）作成資料

令和 3 年 2 月 16 日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

○ 交付対象事業のうち地方単独事業については、以下の経費を交付対象外とする。

## 1 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）を除く）には、交付金を充当しないこと。

## 2 用地費

用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

## 3 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと（利子補給金又は信用保証料補助は除く）。

## 4 事業者等への損失補償

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

## 5 感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用を除く）には、交付金を充当しないこと。

※ 第1次補正予算の際は、基金の積立金を一律に交付対象外経費としていたが、第2次補正予算の際に、一定の要件を満たす基金に積み立てる場合については、第1次補正予算の交付金も含めて交付対象とするよう、取扱を変更したところ。

これは仮定ですよ。だけれども、裁判というのは必ず終わるんですよ。終わらなかつた裁判がありますか。全部終わるんですよ。だから、時間の問題なんだから、むしろ早い段階で明らかにして、先ほど大臣もお話がありましたよ、それから、もう二度とこんな改ざんなんかしちゃいけないというの何度も聞きましたよ。そのあかしとして、まず、その貴重なファイルを開示する、衆議院の調査局から問合せが来たんだからそれに答えるという事は、本当に、その意味ではもう最後のチャンスだったのかもしれないね。

○越智委員長 次は、階猛君。  
○階委員 立憲民主党の階猛です。  
引き続きまして、今回の予備的調査についてお尋ねしたいと思います。

内閣法制局長官にもお越しいただいてありますので、早速お尋ねしたいと思っております。  
今、海江田委員からの質問の中で、民事訴訟の係属を理由に予備的調査への回答を控えた例はないということが明らかになりました。

ところで、今回の報告書によれば、亡き赤木俊夫さんが作成したいわゆる赤木ファイルの提出要請と探索先について、財務省が、訴訟にかかわることであるため回答を控えたというふうな、先ほど来指摘があるところですよ。

この中で、これは内閣法制局が書かれたものですが、私のお配りしている資料をこちらになつていただきたんですが、二十番、国政調査権と司法権という表題が付されております。

象となるという事をまず最初の方で言っておいて、その上で、司法の独立にやささかでも反するような国政調査を行うことは許されないとしてい

ます。  
そこで、内閣法制局長官に、一般論としてお尋ねします。  
民事訴訟の一方当事者が相手方に対して提出を求めている資料について、行政監視の目的で国政調査権に基づいて資料提出を要求することは、今申し上げましたこの見解、司法の独立にやささかでも反するという国政調査に当たるとかどうか、この点を、法制局長官、お答えください。

○近藤政府特別補佐人 今先生のお示されしました、私どもの執務参考資料からの抜粋がされておりますけれども、私ども、個別の問題ということではなくて一般論ということでございますけれども、その資料にも書いてございますとおり、一般論として、司法権の本質であり中核をなす裁判作用については、司法権の独立が保障されており、国会の権能の外にあることから、裁判所による裁判の行使に司法の独立にやささかでも反するような国政調査を行うことは許されないと解されております。

現に裁判所に係属中の事件であるからといたして、およそ国政調査の行使が許されなくなるわけではございませんが、一般論としては、民事、刑事を問わず、裁判所に係属中の事件について裁判所と同様の目的で行われるなど、当該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすような国政調査については、その要求を拒み得ると解されております。  
○階委員 私たちは、まさに国会の行政監視機能が害されたのではないかとこの観点から、赤木ファイルを見たいということでありまして、また、司法の独立を害するとか、司法に不当な影響を与えるという目的は全くないわけですよ。

その意味で、私たちは、この内閣法制局の見解に沿ったとしても、これは当然開示されるべきものだと考えております。もしそうでないというのであれば、大臣の見解をお示しください。  
○麻生国務大臣 裁判が係属する中で、目的が違えば国会による並行調査を行うことができること主張してきた場合の話をしておられるんだと思いま

すが、今法制局長官が答弁をいたしましたとおあり、一般論として、民事とか刑事にかかわりませぬ、係争中の裁判につきましては、裁判所と同様の目的で行われるなど、その事件にかかわる裁判に不当な影響を及ぼすような国政調査への対応として、回答を差し控えることができるかと承知をいたしております。  
したがって、国家賠償請求訴訟及び予備的調査のいずれも文書改ざん等の問題の真相を明らかにすることを目的として御指摘のファイルの提出を求められていると承知をいたしておりますので、実質的に目的が同じものであると私どもは認識をいたしております。  
このため、御指摘のファイルにつきましては、訴訟に関することでもありますので、国家賠償の請求訴訟の一方的な当事者である国といたしましては、繰り返しの申すまでもなく、訴訟の場として主張を明らかにして、証拠に基づいて立証して裁判所の判断を仰ぐ、これが基本だと思っておりますので、訴訟外の言動によつて、訴訟に対する、司法審査に影響を及ぼすべきではないと考えております。  
したがって、従来よりのお答えを申し上げておきますと、回答は差し控えていたのだと存じます。  
○階委員 今大臣も、その前の法制局長官も言つたとおり、許されないとすれば、目的が同一であるとして、不当な影響を及ぼす、この二点が満たされて初めて並行調査が許されないとすることになるわけですね。  
ところが、目的が同一かどうか。私たちは、国会の行政監視機能が害されたのではないかと、そのことを明らかにするための調査です。裁判は、民事訴訟として、個人の権利を主張する、そして損害賠償を求め、その目的ですから、全く違ひます。  
そして、なぜ不当な影響を及ぼすと言えるんですか。私たちは、客観的な証拠資料、資料を提出してほしいと言っているだけでありまして、

そこに対して評価を加えるとか、そういうことを目的としているわけではありませぬ。不当な影響を及ぼすとは到底言えないと思ひます。大臣がおっしゃった要件には全く当てはまらないわけでありまして、ぜひ、これは出していただくべきですよ。

逆に、これを出していただかないと、先ほど、大臣、予備的調査は国政調査を補完する役割だとおっしゃっていました。国権の最高機関である国会が有する国政調査権を踏みにじることになりませんよ。大臣、これは皆さん、出す義務がありますよ。先ほど言つた提出を拒む要件には当てはまらない、そこをもう一度申し上げます。  
大臣、もう一回、提出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 いわゆる森友学園問題の全容というのは、いまだに明らかにしてはおりません。(階委員)明らかにしないよ、明らかにしろよと呼ぶそれだけですか。国民の関心もまた衰えることがない。  
そこで、今般の赤木氏手記の公表と、同氏のいわゆる妻によります提訴を契機として、文書改ざん問題の真相を解明し、行政に対する国民的信頼を回復すべく、本件予備調査の実施を要請するというのが予備調査の目的だというように、予備調査の目的でしょう、これが。

したがって、先ほどお答えをいたしたとおり、そのため、御指摘のファイル等々、いろいろ訴訟に関することでもありますが、私どもとしては、国家賠償請求の一方の当事者であるという国としては、私どもとしては、あくまでも訴訟の場で国としての主張を明らかにして、証拠に基づく立証を尽くして裁判所の判断というものを仰ぐということが基本なんだと思つておられますので、訴訟外の問題としては、司法審査に影響を及ぼすということも考えられますので、私どもとしては、今申し上げたとおり、回答は差し控えていたのだと申し上げてきております。

したがって、従来よりのお答えを申し上げておきますと、回答は差し控えていたのだと存じます。  
○階委員 今大臣も、その前の法制局長官も言つたとおり、許されないとすれば、目的が同一であるとして、不当な影響を及ぼす、この二点が満たされて初めて並行調査が許されないとすることになるわけですね。  
ところが、目的が同一かどうか。私たちは、国会の行政監視機能が害されたのではないかと、そのことを明らかにするための調査です。裁判は、民事訴訟として、個人の権利を主張する、そして損害賠償を求め、その目的ですから、全く違ひます。  
そして、なぜ不当な影響を及ぼすと言えるんですか。私たちは、客観的な証拠資料、資料を提出してほしいと言っているだけでありまして、

○階委員 後段の方の答えは全く先ほどの繰り返してありまして、私たちは、目的は違いますし、また、不当な影響も及ぼさないことから、提出を拒む理由には当たらないということを書いておるわけですね。

ただ、その前段の方でもっと重要なことをおっしゃっていました。森友事件の真相は明らかになつていない、これをおっしゃるのであれば、もう一回調査やり直さないと、皆さんの内部の調査で第三者委員会でもらわないと、皆さんの内部の調査では十分だつたということのみから認めていまずよ、調査やり直さないと、これは、調査をやり直してください。

○麻生国務大臣 最後までよく聞かれていないと思つております。

予備的調査の目的を先ほどより御説明させていただきました。予備的調査の目的というのは、森友学園の全容はまだ明らかでない、そこだけ捉えてしゃべつておられますから、これは予備的調査の目的を説明したと、御理解いただければと思つております。

○階委員 最初、そのような枕言葉はなかったですね。全容が明らかになつていないと最初におっしゃったから、私はそう言つたんです。みずから認めたくないですか。

○麻生国務大臣 私の発言を最後まで聞かず、途中から一方的に区切られて発言をされたので、確認をさせていただきましたよ。そして、予備的調査の目的をしゃべつておられますと申し上げたじゃないですか。議事録をよくもう一回見ていただければと思います。(階委員)ちよつと一回中断して、ちよつと今の答弁、最初のところ、違いますから、明確におっしゃいましたと呼ぶ。

○越智委員長 階君、もう一度質問してください。

○階委員 整理します。最初に、全容は明らかになつていないとおっしゃられましたよね。そのときに予備的調査の目的とは書いていません。最初に言ったことはその

とおりです。その後、後ろにいる方が出てきて、慌てて予備的調査の話に切りかえたんですよ。だから、そこを私は言つておるんです。最初に言ったことが大事ですよ。

○麻生国務大臣 予備的調査の目的とここに書いてあるの、私どもとしてはちゃんとそれを読んでおるんです、それが終わった後、最後に予備的調査の目的を説明しているんですけど申し上げただけです。(発言する者あり)

○階委員 委員長に申し上げます。最初の答弁でおっしゃったことと違うことを今おっしゃつておられますので、後で速記録を精査していただいて、大臣の答弁、間違つておると思つたので、そこを委員会の方でしっかりと取り上げていただきたいと思つております。

○越智委員長 この点については、理事会で協議いたします。

○階委員 私も、この真相解明はまだできていないと思つてますよ。つい本音が出たんだらうと思つておりました。

そこで、目的が違うということをおっしゃつておるわけですね。国権の最高機関たる国会の国政調査権が踏みにじられたのではないかと、そこを検証するという目的であつて、訴訟とは全く目的が違います。

逆に、そういう目的で並行調査が許されなければ、どういふ場合に並行調査が許されるんですか。ほとんど並行調査は許されないということになると思つてます。

もう一つ、私、三月二十四日も、赤木さんの手記が雑誌等で公表された直後に質問したんですけども、赤木さんが自殺に追い込まれたことに関する真相究明をそのとき求めましたが、まともな答へられず、財務省が組織として抱える問題を抽出し、風土の改革を進めておるというようなことを大臣はおっしゃられておりました。

私は、今回の件を見ても、相変わらず文書隠蔽の風土は変わつていないのではないかと思つておられます。大臣、財務省の風土は変わつていない

んじゃないですか。

○麻生国務大臣 この今の御質問と財務省の風土改革を関連づけられてしゃべつておられるということですか。

私どもは全然違うと思つておられます。これは私ども、法律的に基づいて、国の立場として当然のことを申し上げておるんだと思つておられます、この問題に關しまして、隠蔽しようという気はございません。

○階委員 では、今回、拒み得るということで大抵は答弁されていると思つておられますが、法制局長官、政府の方はさっき言ったような理由で、目的が同一であるとか裁判に不当な影響を与えるとかいうことで提出を拒んでいるこの赤木ファイル、仮に百歩譲つて拒み得るとしても、財務省がみずから積極的に真相を明らかにするために赤木ファイルは提出する、これは制度上は問題ないのかどうか。法制局長官、お答えください。

○近藤政府特別補佐人 お答えいたします。先ほど一般論としてお答えをいたしましたけれども、私も、お尋ねにつきましては個別案件の話でございます。まさしく当該案件を担当している省庁が御判断し、お答えされるべきものだとお思つておられますので、私ども、ちよつと詳細を承知しておりませんので、お答えすることは差し控えたと思つておられます。

○階委員 一般論として、個別の事案を離れて、法制局長官にお尋ねします。先ほど言った提出を拒み得るような場合、目的が同一であるとか、あるいは裁判に不当な影響を与えるといったような場合であつたとしても、あくまで、拒み得るというのには拒むことができるという意味であつて、任意で求められた側が提出する、これは別に問題ないという理解でよろしいですか。

○近藤政府特別補佐人 ちよつと個別の話と絡むんでしようけれども、基本的には、不当な影響を及ぼすということで拒んでおられるので、何かそれを任意に出すということは、ちよつと一貫性を

欠いたような対応のような感じはいたします。ちよつと、最終的にはそれぞれの御省庁の御判断でやられることだと思つておられます。基本的には、お断りになつておられる以上、任意というのは余り考えられないのかなというふうな、今のお話を伺いまして、感想を持ちました。

○階委員 これは財務大臣のリーダーシップが問われていると思つておられます。本当にこの真相を解明して、責任の所在を明らかにして、再発防止を図るのであれば、法制度上は拒み得る場合であつたとしても、赤木ファイル、これは重要な資料ですよ。国権の最高機関たる国会に提出すべきだと思つておられます。

組織風土を変えようという気持ちがないのであれば、財務省の役人の言うとおりの法解釈を振りかざして提出を拒むということはあり得るのかもしれないと思つておられます。大臣が本気でこの財務省をまともな組織にしたいと思つておられるのであれば、今回、この赤木ファイルは提出すべきですよ。

最後は個別の省庁の判断だということを法制局長官はおっしゃつておりましたので、こはせび大臣のリーダーシップで提出していただかせませんか。お願いします。

○麻生国務大臣 御意見としては何とおきま

先ほど申し上げたとおりなので、少なくとも釈明事項等々の対象となつておられますので、訴訟の一方の当事者である国としては、私どもとしては訴訟の場で明らかにしたいという司法に対する考え方を考えておられるわけではありませぬので、私は従来より、訴訟外でお答えすることを差し控えたということ、先ほどから申し上げておられます。

○階委員 そういう役人が書いた答弁書をただ読み上げるだけで本当にいいんですかね。どうぞ。

○麻生国務大臣 役人の書いたものを以外を讀むとどういふ結果を期待しておられるのでしょうか、私どもとしては、少なくとも、役人が書いたもの

被告国は、原告の訴状第10（43ページ）及び令和2年10月13日付け求釈明申立書（以下「本件申立書」という。）における求釈明に対し、以下のとおり回答する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 本件申立書第1及び第2（訴状第10・求釈明事項1及び2）について

### 1 原告の求釈明事項について

原告は、①訴状第10の求釈明事項1についての回答を繰り返し求めている（本件申立書第1・2ページ）。

また、原告は、②同求釈明事項2についても回答を繰り返し求めるとともに（本件申立書第2・4ページ）、③亡俊夫が上司から改ざんの指示を受けた際の亡俊夫の発言内容等の具体的状況や④調査報告書（甲第8号証）の基礎資料となった文書の一覧表等を明らかにするよう求めている（本件申立書第2・4ページ）。

### 2 被告国の回答

原告が本件申立書第1及び第2においてする求釈明（前記1①ないし④）の趣旨は、求釈明事項1に係るファイル及びメモによって「本省からの指示、修正箇所、改ざんの過程」を明らかにしようというものであり、また、国において、亡俊夫が、「いつ、誰の指示に基づいて、どの部分をどのように改ざんしたのか」を明らかにする必要があるという従前の主張（訴状43ページ参照）を繰り返すものである。

しかしながら、被告国は、求釈明事項1及び2（前記1①②）につき、令和2年9月25日付け被告国第1準備書面（以下「被告国第1準備書面」という。）第1の1（2）（4ページ）のとおり、原告の請求を基礎づける事実としての判決文書の改ざんの経緯や内容等の事実についてはおおむね争いがないため、いずれも回答の要を認めない旨回答しており（求釈明の趣旨が共通する



前記1③④についても同様のことがいえる。)、現時点でも、原告の請求を基礎づける事実としては訴状に請求原因として記載された事実には変わりはない。

他方、原告は、第1回口頭弁論期日において、被告国から亡俊夫の労働時間に係る資料が提出された場合は、それを踏まえて、原告の請求を基礎づける亡俊夫の労務過重性について主張を追加する旨述べていた。そのため、被告国は、同期日に提出した亡俊夫の日常の勤怠管理に使用していた資料(乙第1号証ないし第4号証)に加えて、第2回口頭弁論期日において、亡俊夫が近畿財務局においてパソコンを使用してログオン・ログオフした際の時刻の記録に基づき超過勤務時間を算出した一覧表(乙第5号証)、同人の所定労働時間等が分かる近畿財務局職員服務規則(乙第6号証)及び近畿財務局が入る大阪合同庁舎第4号館の閉庁日における同人の入退庁時間を記録した「休日等閉庁日入退庁者」(乙第7号証)を提出した。加えて、今般、原告の本件申立書を踏まえて、後記第2のとおり、これらの資料の基礎資料や作成経緯等を明らかにしたものであり、さらには、原告が労務の過重性に係る主張を行うために必要であると思われる公務災害認定に係る資料も提出する予定である。

したがって、まずは、原告において、上記各資料を基に請求を基礎づける亡俊夫の労務過重性についての主張に関する事実を追加・修正するのが適切であると思料する。

## 第2 本件申立書第3(訴状第10・求釈明事項4)について

### 1 原告の求釈明事項について

原告は、被告国が第2回口頭弁論期日において提出した「超過勤務時間」(乙第5号証)及び「休日等閉庁日入退庁者」(乙第7号証)について、これらの信用性を確認するために、それぞれの作成方法等を明らかにするとともに、作成の基になったデータ等の開示を求めている(本件申立書第3・4ないし5ページ)。



## ▽国庫納付金および国庫納付金予算額の推移

(億円)

	国庫納付金額	国庫納付金予算額	債券取引損失引当金		積立率
			積立額	残高	
2016年度	4,813	5,351	4,615	31,550	50%
2017年度	7,265	3,044	4,451	36,001	<u>50%</u>
2018年度	5,576	5,430	8,154	44,155	<u>95%</u>
2019年度	<u>12,305</u>	5,718	3,837	47,992	<u>50%</u>
2020年度	—	6,435	—	—	—
2021年度	—	9,783	—	—	—

出典：日本銀行作成資料

令和3年2月16日(火)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

## 日銀当座預金の種類別残高および補完当座預金制度利息

## (1) 日銀当座預金の種類別残高

(億円)

	当座預金残高 (補完当座預金制度適用先)	プラス金利 適用残高	ゼロ金利 適用残高	マイナス金利 適用残高
2020/12月 積み期	4,699,390	2,065,300	2,301,650	332,440

(注) 速報値。計数は、10億円単位四捨五入したもの。

## (2) 補完当座預金制度利息

(億円)

	補完当座預金 制度利息	プラス 金利分	マイナス 金利分
2019年度	▲ 1,883	▲ 2,087	205
2020年度 上半期	▲ 1,034	▲ 1,162	128
2020年度 見通し (試算値)	▲2,000億円程度	—	—

(注) 2019年度及び2020年度上半期の計数は、四捨五入したもの。

## ETF・J-REIT 関連計数（一部試算値）

## 1. ETF 関連計数（一部試算値）

	簿価	含み損益	BEP 〔含み損益がゼロに なる水準〕	日経平均株価 1,000 円下落
20/9 月末時点	34.6 兆円	+5.8 兆円	20,000 円程度	▲1.7 兆円程度
21/1/25 日時点	35.5 兆円	+12~+13 兆 円程度	<u>21,000 円程度</u>	▲1.7 兆円程度
直近 (21/1 月末時点)	35.5 兆円	—	—	—

(注1) 20/9 月末時点の簿価及び含み損益は、決算情報を基にした値。

(注2) 21/1/25 日時点の簿価及び含み損益は、ETF 買入れの公表情報等に基づいて試算。

(注3) BEP は、保有 ETF 全体の時価に対する簿価の比率を、日経平均株価に乘じることにより算出した試算値。

(注4) 直近の簿価は営業毎旬報告の値。

## 2. J-REIT 関連計数（試算値）

	簿価	含み損益	BEP 〔含み損益がゼロに なる水準〕	東証 REIT 指数 100pt 下落
20/9 月末時点	6,328 億円	+745 億円	<u>1,500pt 程度</u>	▲400 億円程度
直近 (21/1 月末時点)	6,535 億円	—	—	—

(注1) 20/9 月末時点の簿価及び含み損益は、決算情報を基にした値。

(注2) BEP は、J-REIT 全体の時価に対する簿価の比率を、東証 REIT 指数に乘じることにより算出した試算値。

(注3) 直近の簿価は営業毎旬報告の値。

出典：日本銀行作成資料

令和3年2月16日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）